

紹介手数料の返還

1. 正社員等で採用した求職者が入社後、自己都合（死亡、病気など不測の事態による場合、ならびに甲の被紹介者に対する処遇及びその他労働条件が採用決定時の労働契約内容を著しく異なることに起因する場合を除く）を理由に退職した場合、紹介手数料を以下の割合で返還します。この場合、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面にて通知し、これを受け退職者に確認したうえで、当該通知を受領した日の翌月末日までに返還します。

- (1) 入社後 7日未満に退職した場合、紹介手数料の100%
- (2) 入社後 8日以上30日未満に退職した場合、紹介手数料の80%
- (3) 入社後 30日以上90日未満に退社した場合、紹介手数料の50%

2. 上記、正社員等以外（期間の定めのある労働契約又は1年以内の労働契約のもの）で採用した求職者が退職した場合は、紹介手数料を以下の割合で返還する。

- (1) 入社後 7日未満に退職した場合、紹介手数料の100%

以上